

速報！

新型コロナ対策第2弾！

家賃支払いに苦しむ企業への支援政策が決まりました。

特別家賃支援給付金	
◎政府は、5月27日臨時閣議で2020年第2次補正予算案を閣議決定し、新型コロナ感染拡大の影響で売上が落ち込んだ企業（個人事業者含む）に対して、家賃負担の軽減を目的に最大600万円を助成する新制度を創設することを公表しました。概要は以下のとおり。	
支給要件：以下の①又は②のいずれかの要件を満たす場合	
要件①	5月～12月の期間 → 単月1ヶ月の売上が前年同月比 50%以上減
要件②	5月～12月の期間 → 連続する3ヶ月の売上が前年同期間比 30%以上減
給付額の算定	
原則	法人：月額家賃の2/3（給付上限額50万円）×6ヶ月分 最大300万円給付
	個人：月額家賃の2/3（給付上限額25万円）×6ヶ月分 最大150万円給付
★月額家賃のうち、上記の給付上限額を超える「給付上限超過額」がある場合、下欄特例措置あり。	
複数又は高額店舗	法人：{50万円+給付上限超過額×1/3（特例上限100万円）}×6ヶ月分 最大600万円給付
	個人：{25万円+給付上限超過額×1/3（特例上限50万円）}×6ヶ月分 最大300万円給付

(注)本日の新聞報道で27日の速報内容を修正します。なお、法案成立の段階で上記内容が修正・変更される可能性もありますのでご留意下さい。

複数又は高額家賃の計算事例（当社想定式）

①法人：月額家賃250万円のケース 250万円 > 75万円（50万円×3/2） 給付上限超過額発生！
50万円+注（250万円-75万円）×1/3 ≒ 108万円 > 100万円 ∴ 100万円×6ヶ月分 = 600万円給付
注）給付上限超過額 = 月額家賃 - 給付上限額に達するまでの月額家賃分 50万円×3/2 = 75万円

②個人：月額家賃120万円のケース 120万円 > 37.5万円（25万円×3/2） 給付上限超過額発生！
25万円+注（120万円-37.5万円）×1/3 = 52.5万円 > 50万円 ∴ 50万円×6ヶ月分 = 300万円給付
注）給付上限超過額 = 月額家賃 - 給付上限額に達するまでの月額家賃分 25万円×3/2 = 37.5万円

2020年6月1日

株式会社 合同会計